# NEWS RELEASE

No. 26-13　　2026 年 11 月 20 日

## 11 月 25 日発刊「損害保険研究」第 88 巻第 3 号のご案内

公益財団法人損害保険事業総合研究所

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第 88 巻第 3 号を 11 月 25 日に発刊いたします。同誌の発刊は、5 月、8 月、11 月および 2 月の年4回です。

本号には、研究論文4本と損害保険判例研究会の判例研究2本を掲載しています。

巻頭論文は、重大事由解除の時的限界（重大事由より前の保険事故を免責にできない問題および保険事故後の事象を包括条項の評価根拠事実にできない問題）について、保険者による濫用を防ぎつつモラルリスクに対処するためにどの程度柔軟な解釈が許されるか、ドイツ法の比較法研究を踏まえて日本法の解釈を提示する精緻な論文です。実務家にも理解できるように配慮して議論が展開されていますので、大作ですがスムーズに通読できます。

2 本目は、そんぽ ADR センターの多数の ADR 事例について、保険種目別の和解成立状況やキーワードと和解成立の関係を定量的に分析して傾向を探索する論文です。

3本目は、経済学者と法学者の共著論文です。デジタル・プラットフォーマーによるリスクタイプ情報の提供の有無により競合する保険会社間に情報保有の差がある状況において、自己のリスクタイプを知らない保険契約者の厚生を比較し、立法政策上の含意を論じています。

4本目は、実務家が財物保険の設計の実務にコーポレートファイナンスの視点を導入した力作です。

判例研究の1本目は、全従業員を被保険者として会社が締結した傷害保険契約の保険金請求権の帰属について争われ、不可解な部分もある判決について、訴訟記録も踏まえて問題点を解明する研究です。

2本目は、サイバーリスク保険の保険金請求の可否が争点とされた初めての公表裁判例について、当該控訴審判決で争われた事実認定にとどまらず、原審判決が示した約款解釈に関する判断についても検討する評釈です。

本号に掲載する論考の概要は、以下のとおりです。いずれも、理論的にも実務的にも示唆に富む貴重な論考ですので、ぜひともお読みいただきますようお願いいたします。

＜研究論文＞

**重大事由解除の時的限界に関する問題**

**北海道大学大学院法学研究科教授　三宅新氏**

重大事由解除の規律では，重大事由より前の保険事故を免責にできず，保険事故後の事象を包括条項の評価根拠事実にできないとされている。しかし，モラルリスク対策という役割を踏まえると，この時的限界に対して柔軟な解釈が認められる余地はないだろうか。

重大事由解除の基となった特別解約権の存在するドイツでは，モラルリスクに対する免責は契約オプリーゲンハイトが果たしてきた。そこでは古くから，保険者の給付拒絶後はオプリーゲンハイト違反を問えなくなる，という

時的限界が判例によって確立していた。しかし，不正な行為に対する例外が柔軟に考えられており，それは判例法理が成立した経緯に照らしても整合的に説明できる。

日本の重大事由解除も，立法に際して，時的限界に関して不十分な前提の議論に基づいて現行の規律となった経緯がある。そのため，一連のモラルリスクに関する事実を時間的に幅のある一個の事象として評価する余地を認めるべきである。

＜研究論文＞

**そんぽADR公表事例の定量分析：和解成立と事案特性の探索的検討**

**関西大学法学部教授　原弘明氏**

本稿では，民事裁判例のオンラインデータベース化による判例研究の対象裁判例の数的増大を見据えて，既に多数の事例が公表されている損害保険ADRを対象に定量分析を試みた。その結果，保険会社が譲歩しやすいキーワードが含まれる事案や紛争類型において和解成立率のオッズ比が高い一方，事実認定が困難な事案や紛争類型においてはオッズ比が低いという，損害保険ADRの性質と整合的な結果を得た。

本稿ではその研究手法・結果を概観し，今後検証すべき仮説を提示するとともに，判例・裁判例の定量研究との異同や定量分析に適した素材などについても述べた。

＜研究論文＞

**デジタル・プラットフォーマーがリスク情報を保険会社に提供することは望ましいか？**

**同志社女子大学現代社会学部教授　大倉真人氏**
**京都産業大学法学部教授　吉澤卓哉氏**
**神戸大学大学院法学研究科教授　榊素寛氏**

本研究では，個人が自身のリスクタイプ情報を有さない一方で，保険会社がプラットフォーマーからリスクタイプ情報を得ることができる状況を想定した上で，プラットフォーマーが保険会社にリスクタイプ情報を提供することが個人の厚生の観点から見て望ましいか否かについて検討するものである。具体的には，2社の保険会社が存在する状況を想定した上で，両社ともにリスクタイプ情報を有さないケース（ケース1），両社ともリスクタイプ情報を有するケース（ケース2），一方の保険会社のみがリスクタイプ情報を有するケース（ケース3）についての経済モデル分析を展開する。そして3つのケースを個人の厚生の観点から比較した場合，ケース1が最善となり，ケース3が最悪となることを明らかにする。この結果は，プラットフォーマーから提供されるリスクタイプ情報を保険会社が利用することを禁止する法規制の導入が有効な手段であることを示している。

＜研究論文＞

**コーポレートファイナンスの視点による財物保険の最適設計**
**― リスクトレランスとシナリオベースVaRを用いた分析フレームワーク ―**

**住友商事株式会社勤務　髙橋祐樹氏**

本研究は，財物保険の最適な支払限度額（LoL）の設定手法について，資本コストの観点から整理することを目的とする。近年，日本企業ではROICやWACCを用いた資本効率経営の重要性が高まっている一方，保険設計についてはPML等を用いた定量分析は行われているものの，資本コストや企業価値との関係で体系的に整理された枠組みは限定的である。本研究では，リスクを「将来の損害に備えるための資本拘束」と定義し，事業上のリスクトレランスおよびシナリオベースVaR を基礎として，保険による資本コスト削減効果を定量化するフレームワークを提示する。本研究は理論的枠組みの構築にとどまらず，実務における保険購買の意思決定に対して，より構造的かつ定量的な判断基準を提供することを目的とする。

＜損害保険判例研究＞
「損害保険判例研究会」判例報告

**＜146＞ 会社を保険契約者，その役員，従業員全員を被保険者とする傷害保険契約における保険金請求権の帰属**

大阪高判令和5年4月14日
令和４年(ネ)2515 号 請求異議控訴事件
判例時報2621号17頁

**東京都立大学大学院法学政治学研究科教授 尾崎悠一氏**

**＜147＞ サイバーリスク保険における保険金請求の可否が争われた事例**

東京高判令和7年11月26日
令和6年(ネ)第2464号 保険金，保険金反訴請求控訴事件
金判1742号22頁

**神戸大学大学院法学研究科准教授 木村健登氏**

本件に関するお問い合わせ先
公益財団法人損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

「損害保険研究」購入・定期購読申込み
https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/

以 上